(目的)

第1条 この要綱は、知多市(以下「市」という。)において学生を受け入れて行 う就業体験(以下「インターンシップ」という。)の実施について必要な事項を 定め、学生の職業意識の向上及び市政に対する理解の促進を図ることを目的とす る。

(インターンシップの対象者)

第2条 インターンシップの対象者は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に 規定する大学、大学院、短期大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。) に在学中の学生で、インターンシップを希望するものとする。

(インターンシップの期間等)

- 第3条 インターンシップの期間は、毎年7月から11月までのうち、市長が定める一定の期間とする。ただし、市と大学等との協議により、その期間を変更することができる。
- 2 インターンシップの時間は、午前8時30分から午後5時15分までとし、正午から午後1時までは休憩時間とする。ただし、業務内容により、1日につき7時間45分の範囲内で変更することができる。

(インターンシップの場所)

第4条 インターンシップの場所は、受入れが決定した学生(以下「実習生」という。)の希望を考慮し、実習生の受入れが可能な部署のうちから調整、決定する ものとする。

(受入手続等)

- 第5条 インターンシップを希望する学生は、希望する期間の開始日のおおむね3 週間前までに知多市インターンシップ申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、学生の 受入れの可否を決定するとともに、その結果を知多市インターンシップ受入可否 決定通知書(第2号様式)により、大学等に通知するものとする。

- 3 大学等は、前項の規定により学生の受入れを決定する通知を受けたときは、インターンシップを開始する前日までに知多市インターンシップに関する覚書(第3号様式)2部を市長に提出しなければならない。
- 4 実習生は、インターンシップを開始する前日までに誓約書(第4号様式)並び に第9条第1項の災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写しを 市長に提出しなければならない。

(実習生の身分及び処遇)

第6条 実習生には、市職員(以下「職員」という。)としての身分を付与しないものとし、賃金、旅費その他の費用は支給しない。

(遵守事項)

- 第7条 実習生は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 職員の指示に従い、インターンシップの期間中は、インターンシップに専念すること。
  - (2) 市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為若しくは職場秩序を乱す行為を行わないこと。
  - (3) インターンシップの期間中に知り得た秘密を漏えいしないこと。インターンシップ終了後も同様とする。
  - (4) 故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うこと。
  - (5) インターンシップの期間中に傷害等を受けた場合は、自己の責任において処理すること。
- 2 実習生は、前項の規定を遵守することを、第5条第4項の誓約書により確約しなければならない。
- 3 実習生は、インターンシップの成果として、市の書類等を引用して作成した論 文等を外部に発表しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得るものとする。 (費用)
- 第8条 インターンシップに要する費用は、無料とする。

(インターンシップの期間中の事故責任等)

第9条 大学等又は実習生は、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければな らない。

- 2 インターンシップの期間中又は実習生の自宅とインターンシップの場所との往 復途上において本人に災害が生じた場合は、市の責に帰する場合を除き、市は一 切の責を負わないものとする。
- 3 実習生がインターンシップの期間中において、市又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び実習生は連帯してその損害を賠償しなければならない。ただし、 その損害が市の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(インターンシップの中止)

第10条 市長は、実習生が第7条第1項の規定に違反した場合その他市長が必要と認める場合は、当該実習生のインターンシップを中止することができる。この場合において、市長は、大学等にその旨を通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

年 月 日

# 知多市インターンシップ申込書

### (学生記入欄)

	, 					
ふりがな						
氏名	(男・女)			_ 写 真		
生年月日		年	月	日生		(縦4cm×横3cm)
学校名						
学部学科名				(学年:	年生)	
現住所	₹					
連絡方法	電話番号 (携帯電話可)					
	E-mail (	<b>携帯電</b> 記	舌可)			
		住	所			
	緊急連絡先	氏	名			
		電話番	:号			
知多市でイン	ターンシップ	プを希望	望する理	由		
就職について	この考え (進品	各希望な	えど)			
その他						

### (大学等記入欄)

担当及び	担当部署	
連絡先	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	FAX	
	E-mail	
インターンシップにおける単位		
認定の有無		
インターンシップに向けた事前		
学習の有無		
インターンシップ後の学生に対		
する評価・評点の方法		

## 知多市長様

前記学生の知多市インターンシップへの参加を申し込みます。

大学等名		

- ※ 承認者とは学長等をいいます。
- ※ 申込書は返却しませんが、「知多市インターンシップ」以外の目的には、一切 利用しません。

承認者名

### 第2号様式(第5条関係)

#### 知多市インターンシップ受入可否決定通知書

年 月 日

様

#### 知多市長

先に申込みのありましたインターンシップの受入れの可否については、下記のと おり決定しましたので通知します。

記

- 1 学生氏名
- 2 受入れの可否 可 ・ 否 (否の理由):
- 3 その他
  - (1) 受入内容
    - ア部署
    - イ 期間
    - ウ内容
  - (2) 次の書類を 年 月 日までに職員課へ提出してください。
    - ア 知多市インターンシップに関する覚書 2部
    - イ 誓約書 1部
    - ウ 災害傷害保険及び賠償責任保険の加入を証明する書類の写し 各1部

#### 知多市インターンシップに関する覚書

知多市インターンシップ実施要綱による学生のインターンシップに関し、知多市 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、次のとおり覚書を 締結する。

(実習生の派遣及び受入れ)

第1条 乙は、受入れが決定した学生(以下「実習生」という。)を甲に派遣し、 甲はこれを受け入れるものとする。

(実習生の身分)

第2条 実習生は、乙の学生の身分を有したままインターンシップを行うものとし、 甲の職員としての身分は有しない。

(インターンシップの期間等)

- 第3条 各実習生のインターンシップの期間等は、別紙のとおりとする。
- 2 1日のインターンシップの時間は、原則として午前8時30分から午後5時1 5分までとする。

(インターンシップのカリキュラム等)

第4条 インターンシップのカリキュラム並びに甲におけるインターンシップの担当者の氏名及び職名は、別に定める。

(遵守事項)

- 第5条 乙は、実習生に対し、インターンシップの期間中に、知多市インターンシップ実施要綱を遵守させるとともに、インターンシップのカリキュラムの遂行に 当たっては、甲のインターンシップの担当者の指揮、監督、助言等に従うよう指 導するものとする。
- 2 乙は、実習生に対し、インターンシップを通じて知り得た秘密をインターンシップの期間中に限らず、インターンシップ終了後においても一切漏らさないよう 指導、徹底するものとする。

(名札の着用等)

第6条 乙は、インターンシップに当たり、実習生に品位ある服装を着用させ、かつ、胸部に甲の指定する名札を着用させなければならない。ただし、甲が特に認める場合においては、この限りでない。

(賃金等)

第7条 甲は、実習生に対して、賃金、旅費その他の費用を支給しない。

(インターンシップの期間中の事故責任等)

- 第8条 甲は、実習生のインターンシップの期間中における災害又は実習生の自宅 とインターンシップの場所との往復途上での災害に対して、甲の責に帰する理由 による場合を除き、一切の責を負わないものとする。
- 2 乙は、実習生がインターンシップの実施に関し、甲又は第三者に損害を与えた場合は、実習生と連帯してその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する理由による場合においては、この限りでない。

(インターンシップの状況の把握)

第9条 乙は、必要があるときは、実習生のインターンシップの状況について甲に 照会することができるものとする。

(報告等)

第10条 乙は、実習生に関する身分その他の重要な事項について変動があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(インターンシップの中止)

- 第11条 甲は、専ら甲に起因する事由により、インターンシップを中止しようとするときは、乙及び実習生の同意を得ることはもとより、あらかじめ5日以上の猶予期間をもって、乙に当該インターンシップの中止を申し入れるものとする。この場合において、甲は、当該インターンシップの残余期間等を考慮しつつ、乙と協議の上、適切な前後処理策を講ずることとする。
- 2 甲は、実習生が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにインターンシップを中止することができる。
  - (1) 第5条の規定に違反したとき。
  - (2) 故意又は過失により、甲の社会的信用を失墜させ、又は甲に損害を与えたとき。

- (3) 正当な理由がなく、インターンシップに参加しないとき。
- 3 前2項の規定により乙又は実習生が損害を被ることがあった場合においても、 乙又は実習生は、その損害を甲に請求することができない。

(有効期間)

第12条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日からインターンシップの期間の満 了の日までとする。

(その他)

第13条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2部を作成し、甲乙記名押印の上、各自1部 を保有するものとする。

年 月 日

(甲)住所 知多市緑町1番地名称 知多市知多市長

(乙) 住 所 名 称

## 別紙

イン	ノターン	ノシップ	プの期間	実習生氏名	配属課名	備考
	年	月	田			
$\sim$	年	月	日			
		(	目)			
	年	月	田			
$\sim$	年	月	日			
		(	目)			
	年	月	日			
$\sim$	年	月	日			
		(	目)			

第4号様式(第5条関係)

誓 約 書

(宛先)

知多市長様

この度、私が知多市においてインターンシップを実施するに当たっては、下記の 事項を厳守することを誓います。

記

- 1 職員の指示に従い、報告を怠ることなくインターンシップに専念します。
- 2 知多市の名誉を毀損するような言動及び知多市が行う事業を阻止するような言動は行いません。
- 3 知り得た秘密は、一切漏えいしません。終了後においても同様とします。
- 4 知多市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
- 5 自己の不注意により万一災害を受けた場合の処理については、知多市に迷惑を かけることなく自己の責任において処理します。
- 6 知多市インターンシップ実施要綱を始め、地方公務員法その他の法令(条例、 規則等を含む。)を遵守します。

年 月 日

大学等名称		
学部学科名	(学年	年)
<u>氏 名</u>		